

## 1. 要配慮者利用施設における避難計画の作成 及び避難訓練の実施

高島市  
滋賀県 流域政策局

| 取組項目                                                             | 実施時期   | 取組機関       |
|------------------------------------------------------------------|--------|------------|
| ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、適宜協議会の場において状況を確認する | 引き続き実施 | 高島市<br>滋賀県 |

### ①避難確保計画作成状況（令和7年3月31日時点） ※（ ）は、令和6年3月31日時点

| 市町名 | 地域防災計画への位置づけ  | 対象施設数    | 計画提出済施設数        | 避難訓練実施状況 |
|-----|---------------|----------|-----------------|----------|
| 高島市 | 有<br>(令和2年5月) | 111(108) | 97(89)<br>87.4% | 94(87)   |

### ・高島市における各施設への支援や課題等

- ・避難確保計画のひな型を作成し、未作成施設に通知している。  
市内福祉事業者に避難確保計画の策定と計画に基づく避難訓練を年1回実施いただくよう伝達した。  
個別に依頼しに行っている施設もあり、令和6年度はそのうち1施設に作成いただけた。
- ・令和6年度は特にリスクの高い17の要配慮者施設に対し、個別避難計画策定のアプローチを行った。
- ・中には水害が差し迫っている状況では利用者がいない状態になる施設（例えば診療所や通信制の学校等）もあり、そういった施設管理者からは「計画策定のしようがない」といった声がある。



施設で行われた避難訓練の様子

#### 通知文書

御中

高防第14号  
令和7年2月18日

高島市長 今城 吉啓  
(公印省略)

#### 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

余案の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は市政各般にわたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、貴施設につきましては、立地地域が水防法第14条第1項に規定する地域となり、市の地域防災計画に位置付ける要配慮者利用施設となります。  
このことから、同法第15条の3第2項により、要配慮者利用施設避難確保計画を作成いただき、同計画に基づく訓練の実施および訓練結果を市に報告いただくことが義務付けられます。  
つきましては、参考様式を同封しますので計画を作成いただき、市政課危機管理課防災課までご報告いただきますようお願いいたします。

### ②避難確保計画の作成支援

#### ・災害救助市町担当者会議における情報提供

日時：令和6年7月25日(木)  
開催方法：WEB会議形式  
参加者：各市町防災  
・福祉部局担当者

- 内容：
1. 災害救助法の概要
  2. 備蓄物資・災害時応援協定
  3. 個別避難計画
  4. 福祉避難所
  5. DWAT
  6. 避難確保計画および避難訓練の実施
  7. 災害ケースマネジメント

SHIGA PREFECTURE

RIVER BASIN POLICY BUREAU

### 避難確保計画および避難訓練について

8

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です

全国で水害が頻発、激甚化...

高齢者福祉施設において、9名の方が亡くなられるなど  
逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生



平成27年9月 関東・東北豪雨災害



平成28年8月台風第10号等災害

こういった水害を背景に...  
平成29年6月 水防法、土砂災害防止法改正

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務化される

国の動向や避難確保計画の作成状況、実施している取組などについて、防災・福祉部局の担当者が参加する会議にて共有

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

滋賀県 流域政策局

## 1. 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施

### ・県庁内関係部局の連絡調整会議

日時:令和6年12月2日(月)

場所:危機管理センター

参加者:県防災部局、福祉部局、教育関連部局、流域政策局

内容:避難確保計画の作成状況等を共有。各市町や施設への支援、庁内関係部局間の連携について検討。

⇒県所管施設の追加や廃止等の状況を確実に地域防災計画へ反映していただけるよう、県所管施設のリストを作成し、情報提供することとした。

⇒令和7年2月10日 県防災危機管理局より、各市町の危機管理部局宛て通知発出。

### ・市町地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の調査

日時:令和6年10月25日(金)

内容:近年、全国各地で、水害による要配慮者の被災が深刻化している状況や、協議会(東近江圏域)において、アドバイザーよりいただいた意見※1を踏まえ、県内各市町の浸水深0.5m以上(床上浸水)※2の要配慮者利用施設を調査。

調査方法:県防災危機管理局、流域政策局(流域治水政策室、砂防室)が連名で、県内19市町に依頼文を発出し、各市町から回答いただいた。

(参考)令和5年度は浸水深3m以上(2階床面浸水)※2、土砂災害警戒区域等(イエロー、レッド)の要配慮者利用施設を調査

⇒該当施設(土砂はレッドゾーンのみ)で避難確保計画の作成が概ね完了

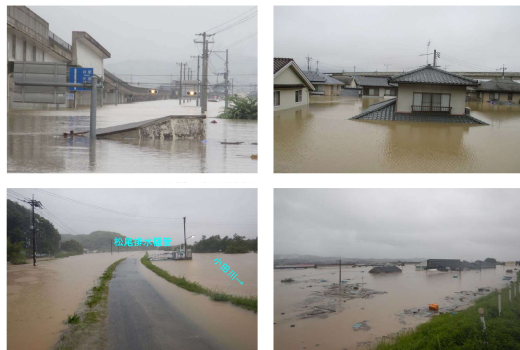
※1 施設がどこまでリスクに応じた対策ができていないか整理し、実際に注力すべき施設の把握が散漫にならないよう注意すべき。

※2 各河川の洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨)または地先の安全度マップ(1/200年確率降雨)

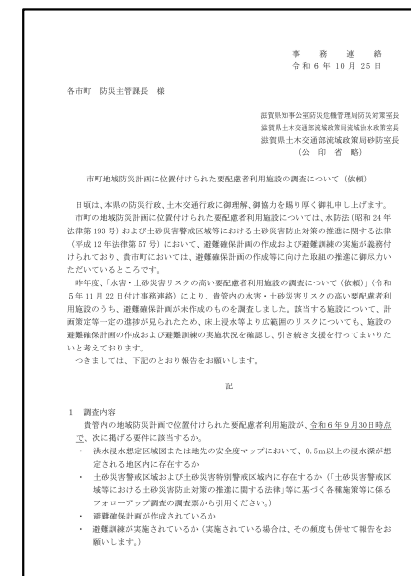
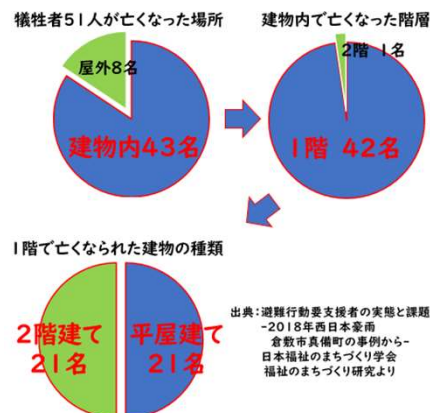
### ・[参考] 平成30年7月豪雨(岡山県倉敷市真備町)について

#### 【被災状況】

- ・犠牲者の9割が独居の高齢者や高齢者夫婦、体が不自由な方。
- ・犠牲者51人の内、43名が建物内。
- ・助かった方の約8割は、家屋は2階建てまたは集合住宅の2階以上に住んでいた。



高梁川水系高梁川:岡山県倉敷市真備町  
(写真:国土交通省 岡山河川事務所)



令和6年10月25日付け  
事務連絡

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

彦根地方気象台

## 1. 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施

### ○要配慮者利用施設における避難計画の作成

要配慮者利用施設における避難計画の作成支援（当地域に限らず、県内での取組）

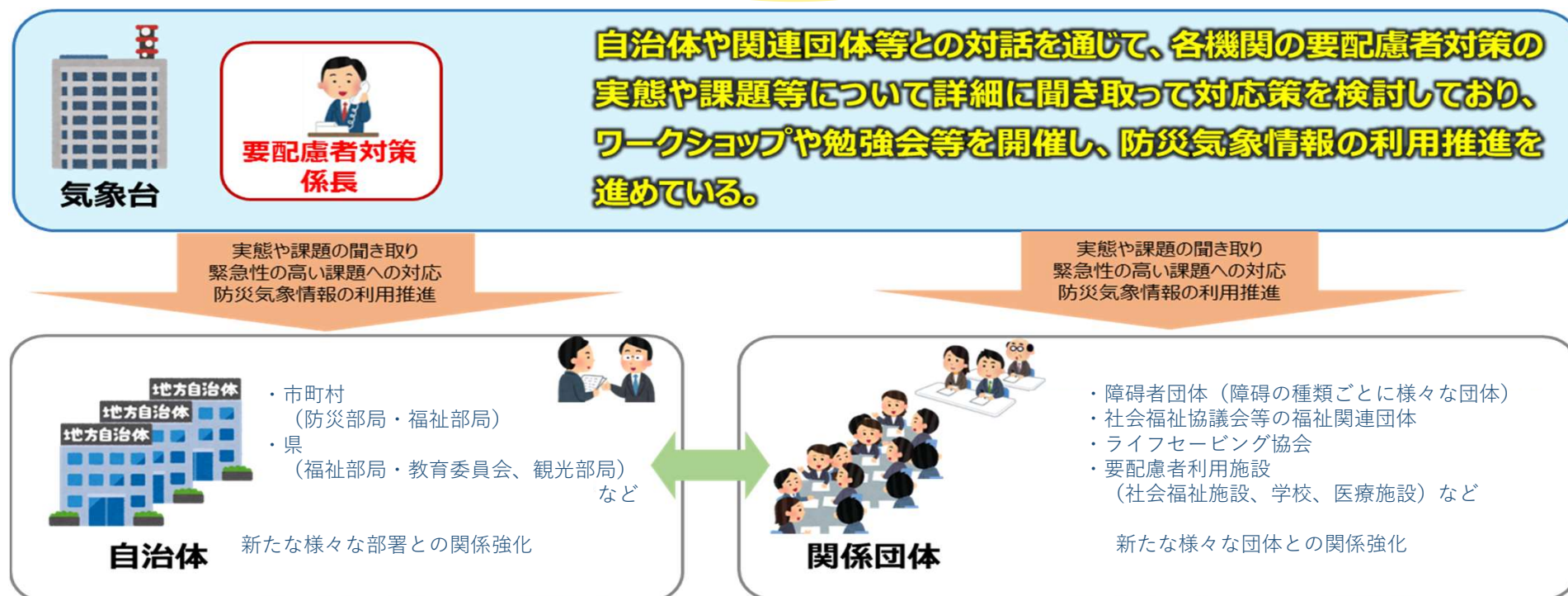
| 取組項目                                                             | 実施時期   | 取組機関       |
|------------------------------------------------------------------|--------|------------|
| ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、適宜協議会の場において状況を確認する | 引き続き実施 | 高島市<br>滋賀県 |

**取組内容：**施設が作成した避難計画や防災計画について、内容を確認し、気象情報の活用方法などについて、助言している。

**目的：**関係機関との対話を通じ、関係機関が防災気象情報を要配慮者の早期避難に活用できるよう、調査検討や普及啓発等を行う

**内容：**災害時に想定される状況を分かりやすく解説することで、関係団体による計画策定を支援する

### 関係団体との連携



## 2. 多機関連携型タイムラインの拡充

## ○タイムライン(防災行動計画) 策定・活用指針の目的

○令和6年度の取組状況 ※()内は令和5年度の回答

(凡例)

- ◎:多機関連携型タイムライン(「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」に基づくもの)を作成済み
- :防災タイムラインを作成済み
- ー:タイムライン未作成

## ○多機関連携型タイムライン運用の課題や意見

【高島市】

- ・タイムラインを活用した他機関を巻き込んだ訓練を実施することが難しく、検証等を実施することが難しい。

【高島土木事務所】

- ・今年度は対応が混乱するような水防待機がなくタイムラインを運用していない。
- ・今後、タイムラインの内容について、高島市等と協議し、必要に応じて改善していく必要がある。
- ・他事務所の作成状況や運用方法等を参考にさせていただきたい。

⇒国直轄管理の瀬田川および野洲川では地域安全協議会の取組で、流域タイムラインを運用、読合せ訓練を実施し、更新している。  
見学参加が可能とのことで、途御、案内する。

## 高島土木事務所

高島市  
滋賀県 流域政策局  
高島土木事務所

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

## ○防災タイムラインの例（竜王町）

河川水位・センサー、ダム情報について記載

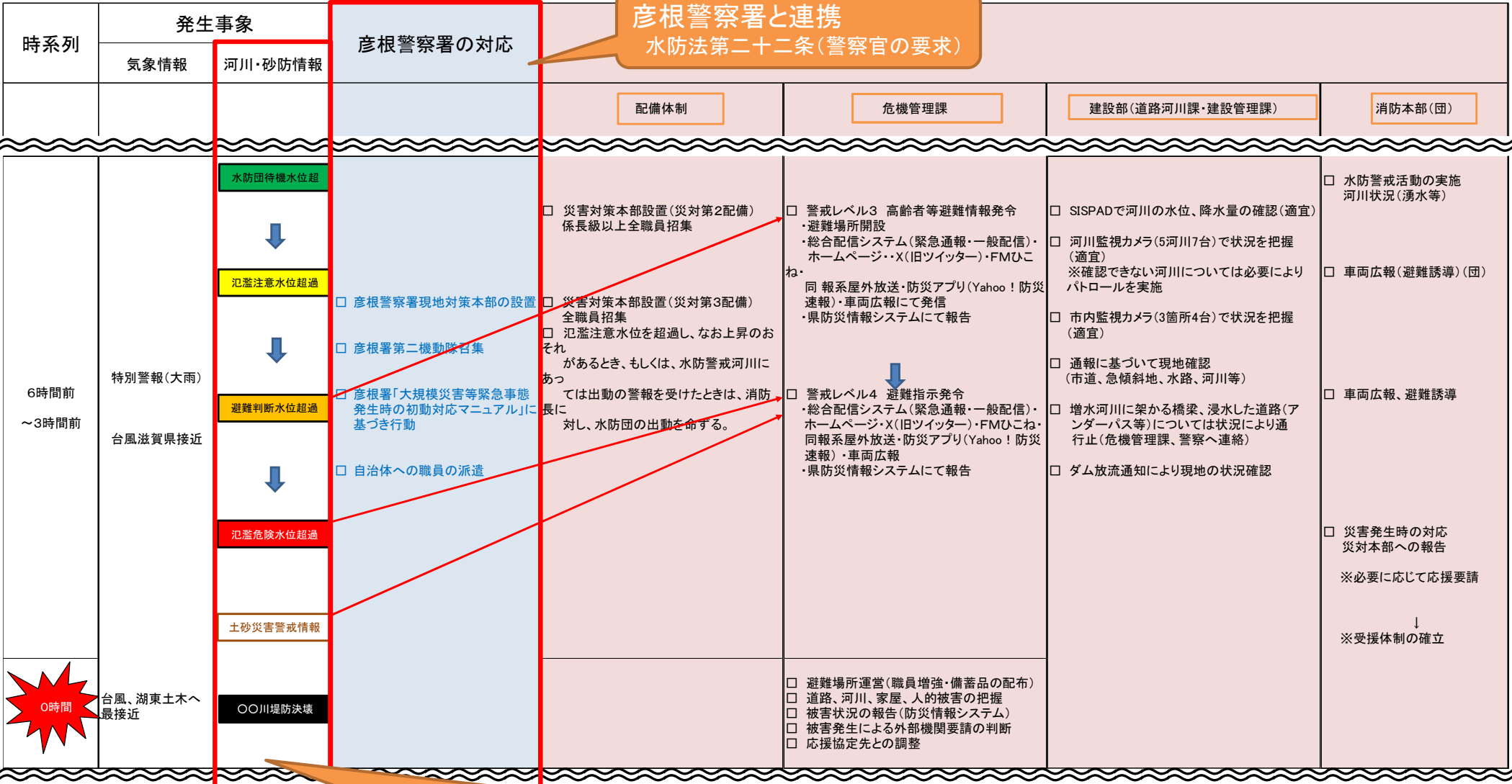
| 状況     | 警戒<br>レベル | 判断情報           |                        |                     |                           |                                               | 住民がとるべき行動                                | 町の対応                                                                                         |
|--------|-----------|----------------|------------------------|---------------------|---------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |           | 気象情報           | 河川水位                   |                     | 水位センサー<br>(9箇所)           | ダム情報                                          |                                          |                                                                                              |
| 水位レベル  | 日野川       |                | 祖父川                    |                     |                           |                                               |                                          |                                                                                              |
| 台風発生   | 1         | 大雨情報<br>台風情報   |                        |                     |                           |                                               | ・災害への心構えを高める                             | ・今後のタイムラインの確認<br>・連絡体制の確認<br>・住民への注意喚起                                                       |
| 台風接近   | 2         | 大雨注意報<br>洪水注意報 | 氾濫<br>注意情報             | 2.7                 | 1.5                       |                                               |                                          | ・警戒班(生活安全課・建設計画課)から1名ずつ出動<br>・夜間～翌朝早期に大雨警報(土砂災害)が発表される可能性が高い場合は警戒レベル3を発令する場合もある。             |
|        |           | 大雨警報(浸水害)      |                        |                     | 水位管理ライン超過<br>※上昇の見込みがあるとき | ・高齢者等は避難準備                                    | ・総括班、特別警戒班出動<br>・救護班の災害警戒本部員は出動し、避難所開設準備 |                                                                                              |
|        | 3         | 洪水警報           | 氾濫<br>警戒情報<br>(避難判断水位) | 3.4<br>※上昇の見込みがあるとき |                           | 異常洪水時防災操作●時間前                                 | ・高齢者等避難開始<br>・その他避難準備                    | ・警戒レベル3を発令<br>・避難所開設<br>・災害警戒本部員出動                                                           |
|        |           | 大雨警報(土砂災害)     |                        |                     |                           |                                               | ・洪水警報解除後も警戒レベル3を維持                       |                                                                                              |
| 台風最接近前 | 4         | 土砂災害警戒情報       | 氾濫<br>危険情報             | 4.1                 |                           | 水位危険(越水)ライン超過<br>・異常洪水防災操作1時間前<br>・異常洪水防災操作実施 | ・速やかに避難                                  | ・警戒レベル4を発令<br>・避難勧告を発令<br>・緊急的または重ねて避難を促す場合は、避難指示を発令<br>・災害対策本部第1体制、災害対策本部第2体制出動(必要人員は各班で判断) |
| 台風最接近  | 5         | 大雨特別警報         | 氾濫<br>発生情報<br>(計画高水位)  | 6.0                 |                           |                                               | ・災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる            | ・警戒レベル5を発令<br>・災害応急対応                                                                        |
| 台風最接近後 | 4         | 土砂災害警戒情報       | 氾濫<br>危険情報             | 4.1                 |                           |                                               | ・引き続き避難<br>・自宅等で垂直避難していた人は避難所に避難         | ・警戒レベル5を解除、警戒レベル4を発令<br>・引き続き避難勧告を発令<br>・緊急的または重ねて避難を促す場合は、避難指示を発令<br>・災害応急対応                |
| 台風遠退く  | 3         | 大雨警報(土砂災害)     | 氾濫<br>警戒情報<br>(避難判断水位) | 3.4<br>※上昇の見込みがあるとき |                           |                                               | ・引き続き避難<br>・自宅等で垂直避難していた人は避難所に避難         | ・警戒レベル4を解除、警戒レベル3を発令<br>・洪水警報解除後も避難所開設<br>・洪水警報解除後も災害警戒本部設置(必要最低限の人員)<br>・災害応急対応<br>・その他は解散  |
|        | 2         | 大雨注意報          | 氾濫<br>注意情報             | 2.7                 | 1.5                       | 水位管理ラインより低下                                   | ・避難所退去                                   | ・警戒レベル3を解除<br>・避難所閉鎖<br>・災害応急対応(警戒第2号体制の中から必要最低限の人員)<br>・その他は解散                              |
|        | 1         |                |                        |                     |                           |                                               | ・危険箇所に注意しながら被害確認                         |                                                                                              |

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度取組報告

○防災タイムラインの例（彦根市）

【彦根市】大規模水害対策タイムライン R6年度版

2025/4/14



滋賀県と連携  
水防法第十二条(水位の通報及び公表)  
第十三条(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

## 3. 土砂災害リスク箇所の調査と区域の指定

| 取組項目                  | 実施時期   | 取組機関 |
|-----------------------|--------|------|
| ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する | 引き続き実施 | 滋賀県  |

(令和5年度～令和9年度)

### 2巡目調査+詳細な地形データを用いた抽出・調査

目的：区域指定・見直し

#### 1. 指定済み箇所(2巡目調査) ※概ね5年毎に実施

##### 1)1巡目調査以降に変化のあった箇所

###### 【概略調査】(抽出)

航空写真や地形データ、施設台帳、市町への聞き取り等により、地形の状況、土地の利用状況、施設の整備状況、警戒避難体制の整備状況等に変化・進捗のあった箇所を抽出

###### 【詳細調査】

①～④のうち、変化のあった項目の調査

- ①地形に関する調査
- ②土地の利用状況に関する調査
- ③対策施設等の設置状況に関する調査
- ④警戒避難体制に関する調査

#### 2. 新規箇所

##### 1)詳細な地形データを用い抽出された箇所

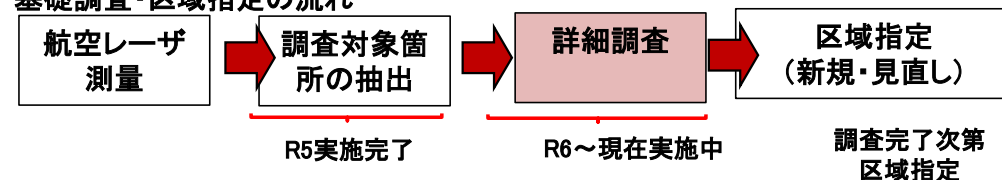
###### 【概略調査】(抽出)

1)航空レーザ測量により取得した詳細な地形データを用い、地形要件・社会要件に合致する箇所を抽出

###### 【詳細調査】

①～④の調査

#### 基礎調査・区域指定の流れ



※R6年度は区域設定業務を契約し、現在も継続して詳細調査を実施している

## 4. 土砂災害リスクの現地表示

滋賀県 流域政策局

| 取組項目                                              | 実施時期   | 取組機関       |
|---------------------------------------------------|--------|------------|
| ・リスク情報の更新に応じて、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有するとともに周知を行う | 引き続き実施 | 高島市<br>滋賀県 |

R6年度に実施した看板設置の意向確認結果をもとに看板整備計画を作成し設置を進める。

大型標識 (例)

電柱添架型標識 (例)



## 5. 防災教育の促進

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

| 取組項目                                   | 実施時期   | 取組機関 |
|----------------------------------------|--------|------|
| ・県内の小中学校を対象とした土砂災害防止に関する絵画作文コンクールを実施する | 引き続き実施 | 滋賀県  |

令和6年度は6月1日から9月15日の期間で「土砂災害防止に関する絵画・作文コンクール」を実施した。小中学校あわせ24校から絵画155点、作文71点の応募があった。

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

## 6. ダム等の洪水調節機能の向上・確保

滋賀県 流域政策局

| 取組項目                                             | 実施時期 | 取組機関 |
|--------------------------------------------------|------|------|
| ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う。<br>運用面での治水効果向上、施設改築による治水効果向上 | 順次実施 | 滋賀県  |

### ○既存ダムの洪水調節機能強化（事前放流）の運用

#### 【事前放流とは】

- ・計画規模を上回る洪水が予測される時（最大3日前）に、事前にダムから放流し貯水位を下げ、洪水被害の防止・軽減を図る取り組み
- ・事前放流実施の目安となる基準降雨量はダム毎に設定

#### 【ダム放流情報の周知 ⇒ 『滋賀県土木防災情報システム』で配信】

市町担当者の皆様：情報をシステム画面にてご確認願います

※ システムからFAXやメールの送信も可能（システム使用不可の部署など）

住民の皆様：システムの総括情報画面に放流通知を掲示

#### 【令和6年度の取組】

- ・ダム流入予測機能を、気象庁高解像度予測データに対応すべく改良

【通知13】

〇〇ダム 事前放流開始

令和7年05月08日 11時00分

滋賀県 流域政策局 土木防災情報システム

TEL: 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

甲賀市 危機管理課  
甲賀市 上水道課、企業庁 計画管理室  
甲賀市 農林部 農林課、甲賀市 行政総合消防本部  
野洲市 土地改良区 工務課  
流域政策局 水源地域対策室、甲賀土木事務所 河川砂防課

＜ダム運用に関する通知＞  
〇〇ダム（〇〇ダム）〔滋賀県甲賀市〕の上流域で、台風〇号のため、5月8日9時から5月9日9時までの24時間で、700mmの降雨が予想されています。このため、〇〇ダムでは洪水調節（防災操作）に活用する貯水量を確保するため、5月8日11時00分から事前放流を実施します。  
貯水量確保のための追加放流により甲賀市水口町取水付近で、水位が現在より約0.3m上昇する見込みです！！  
・ダムの貯水位を、標高287.03mまで低下させるため、約160万m<sup>3</sup>（予定）を放流します。  
・放流量は、毎秒約0.2m<sup>3</sup>（貯水量確保のための追加量）です。なお最大放流量は、毎秒約240m<sup>3</sup>です。 送達者：〇〇

警戒レベル2相当 ・ダム下流の河川で水量が増加

【ダム情報】  
現在時刻：2025年5月8日 10時50分

流入量 4.3 m<sup>3</sup>/s  
（1時間前と比較：約 0.0 m<sup>3</sup>/s 変化なし）  
ダム貯水位 EL. 292.03 m  
（1時間前と比較：約 0.0 m 低下）

貯水量（有効容量）約 30 %  
（1時間前と比較：約 1 % 低下）

放流量：3.8 m<sup>3</sup>/s  
（1時間前と比較：約 0.4 m<sup>3</sup>/s 減少）

※ダム情報のホームページ 滋賀県土木防災情報システム <https://shiga-bousai.jp/>

| 対象ダム名 | 事前放流          |          |
|-------|---------------|----------|
|       | 基準降雨量(mm/24h) |          |
|       | R2当初          | 現行(R6改訂) |
| 余呉湖   | 251           | 165      |
| 日野川   | 592           | 377      |
| 石田川   | 285           | 260      |
| 宇曽川   | 545           | 512      |
| 青土    | 654           | 538      |
| 姉川    | 815           | 431.9    |
| 犬上川   | 385           | 385      |
| 野洲川   | 654           | 538      |
| 永源寺   | 502           | 502      |
| 蔵王    | 592           | 377      |

#### ☆関連情報 ～異常洪水時防災操作（緊急放流）～

『異常洪水時防災操作』とは、防災操作を実施中、さらに異常な大雨により貯水池が満水に近づいた時に、ダムへの流入量と同量を上限に、ダム放流量を徐々に増やす操作を指します。

これにより、下流では氾濫の危険があることから、県においては巡視活動や警報装置サイレン音による注意喚起を行います。

市町担当者様におかれましては、避難情報発表のご検討をお願いいたします。

※異常洪水時防災操作の実施に際しては「ホットライン」により、市町長あて情報共有を行います。  
(放流開始概ね3時間前・1時間前・放流開始時)

対伝達確認状況一覧

検索条件 検索

表示最新日 2025年5月8日 表示最古日 2025年5月8日

水源地ダム 水源地ダム 水源地ダム 水源地ダム

状況 洪水警戒レベル 洪水警戒レベル 洪水警戒レベル 洪水警戒レベル

25/04/19 16:42 25/04/16 16:16 25/03/18 08:20

未確認

確認処理を！

情報伝達確認状況一覧

市町担当者

ダム放流通知

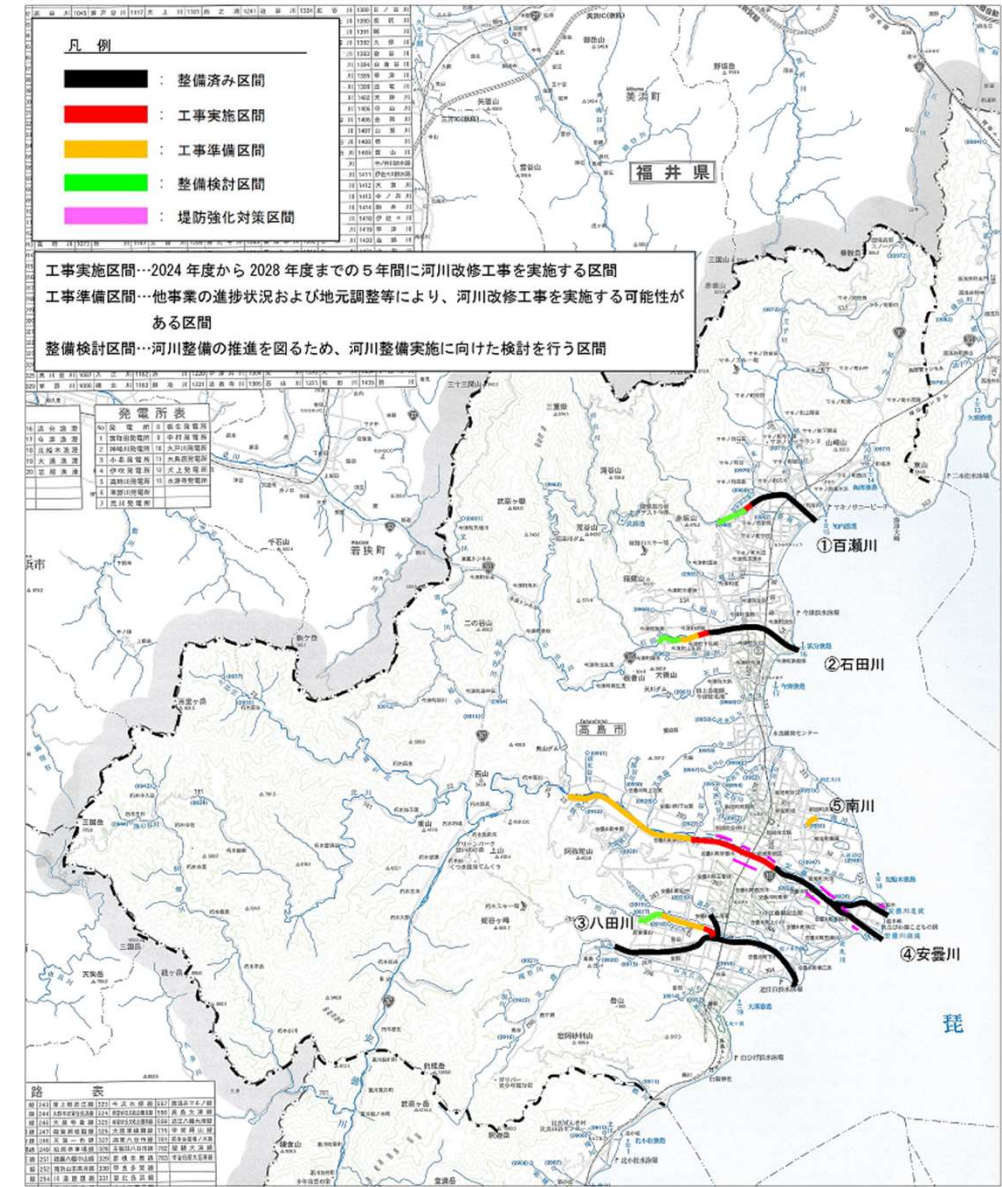
住民

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度取組報告

## 7. 国土強靱化対策に基づく河川整備、土砂災害防止施設整備

滋賀県 高島土木事務所

### 河川整備5か年プラン(第3期)



#### 第3期 河川整備実施区間を策定(令和6年3月)

◇対象期間:2024年度から2028年度までの5年間  
(令和6年度) (令和10年度)

◇対象河川:百瀬川、石田川、八田川、安曇川、南川

※青井川放水路事業は令和5年度に完了、青井川現川改修は継続

※災害復旧、維持管理事業等はプランに関わらず必要により取り組む

#### ●河川整備事業

| 番号 | 河川名 | 地先名                                 | 実施内容（2024～2028） | 整備目標 |
|----|-----|-------------------------------------|-----------------|------|
| ①  | 百瀬川 | 高島市マキノ町沢～新保                         | 護岸、床止め          | 1/10 |
|    |     |                                     | 河川計画検討          | 1/10 |
| ②  | 石田川 | 高島市今津町福岡～下弘部<br>高島市今津町福岡～岸脇         | 床止め、護岸、橋梁       | 1/10 |
|    |     | 高島市今津町下弘部～梅原<br>高島市今津町岸脇～梅原         |                 |      |
|    |     | 高島市今津町梅原～蘭生                         |                 |      |
|    |     |                                     |                 |      |
| ③  | 八田川 | 高島市鴨～安曇川町田中                         | 護岸、河道掘削、用地買収    | 1/10 |
|    |     | 高島市安曇川町田中～武曾横山<br>高島市安曇川町田中～田中      |                 |      |
|    |     | 高島市武曾横山～武曾横山<br>高島市安曇川町田中～武曾横山      | 河川計画検討          |      |
|    |     |                                     |                 |      |
| ④  | 安曇川 | 高島市安曇川町青柳～常磐木<br>高島市新旭町新庄～安井川       | 護岸、河道掘削、用地買収    | 1/30 |
|    |     | 高島市安曇川町常磐木～長尾<br>高島市新旭町安井川～安曇川町上古賀  |                 |      |
|    |     | 高島市安曇川町南船木～常磐木<br>高島市安曇川町北船木～新旭町安井川 | 堤防強化対策          | —    |
|    |     |                                     |                 |      |
| ⑤  | 南川  | 高島市新旭町葉園                            | 用地買収            | 1/10 |

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

## 7. 国土強靱化対策に基づく河川整備、土砂災害防止施設整備

滋賀県 高島土木事務所

| 取組項目                                                                                            | 実施時期           | 取組機関 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------|
| ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、氾濫防止対策を実施する／土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。                        | 引き続き実施         | 滋賀県  |
| ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する／人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の整備を実施する。 | R8.3まで<br>(概成) | 〃    |
| ・「滋賀県河川整備5か年プラン（第3期）【高島土木事務所管内】」（別紙1）により河川改修を実施する／堤防強化を実施する                                     | 引き続き実施         | 〃    |
| ・高島土木事務所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する                                                                   | 〃              | 〃    |

写真① 百瀬川:床止め工(R6.3撮影)



写真② 石田川:護岸工(R6.12撮影)



写真③ 安曇川:護岸工(R6.7撮影)



写真④ 青井川放水路(R6.3撮影)



写真⑤ 小田川:浚渫(R6.12撮影)



写真① ガニ川:堰堤工(R6.8撮影)



写真② 正谷川:堰堤工(R6.11撮影)



写真③ 知内川支流:堰堤工(R6.11撮影)



写真④ 百瀬川:遊砂地(R6.8撮影)





①百瀬川河川事業  
(マキノ町沢)

②石田川河川事業  
(今津町下弘部)

③安曇川河川事業  
(新旭町新庄)

④青井川河川事業  
(安曇川町三尾里)

⑤小田川河川事業  
(勝野)

①ガニ川砂防事業  
(マキノ町山中)

②正谷川砂防事業  
(マキノ町下)

③知内川支流砂防事業  
(マキノ町浦)

④百瀬川砂防事業  
(マキノ町新保)

⑤一の瀬川障害防止事業  
(安曇川町上古賀)

⑥安曇川支流砂防事業  
(朽木市場)

高島土木事務所

凡 例

|       |   |
|-------|---|
| 河川    | 〓 |
| 堤防    | 〓 |
| 遊砂地   | 〓 |
| 一般国道  | 〓 |
| 主要地方道 | 〓 |

写真⑤ 一の瀬川:溪流保全工(R6.3撮影)



写真⑥ 安曇川支流:堰堤工(R6.12撮影)



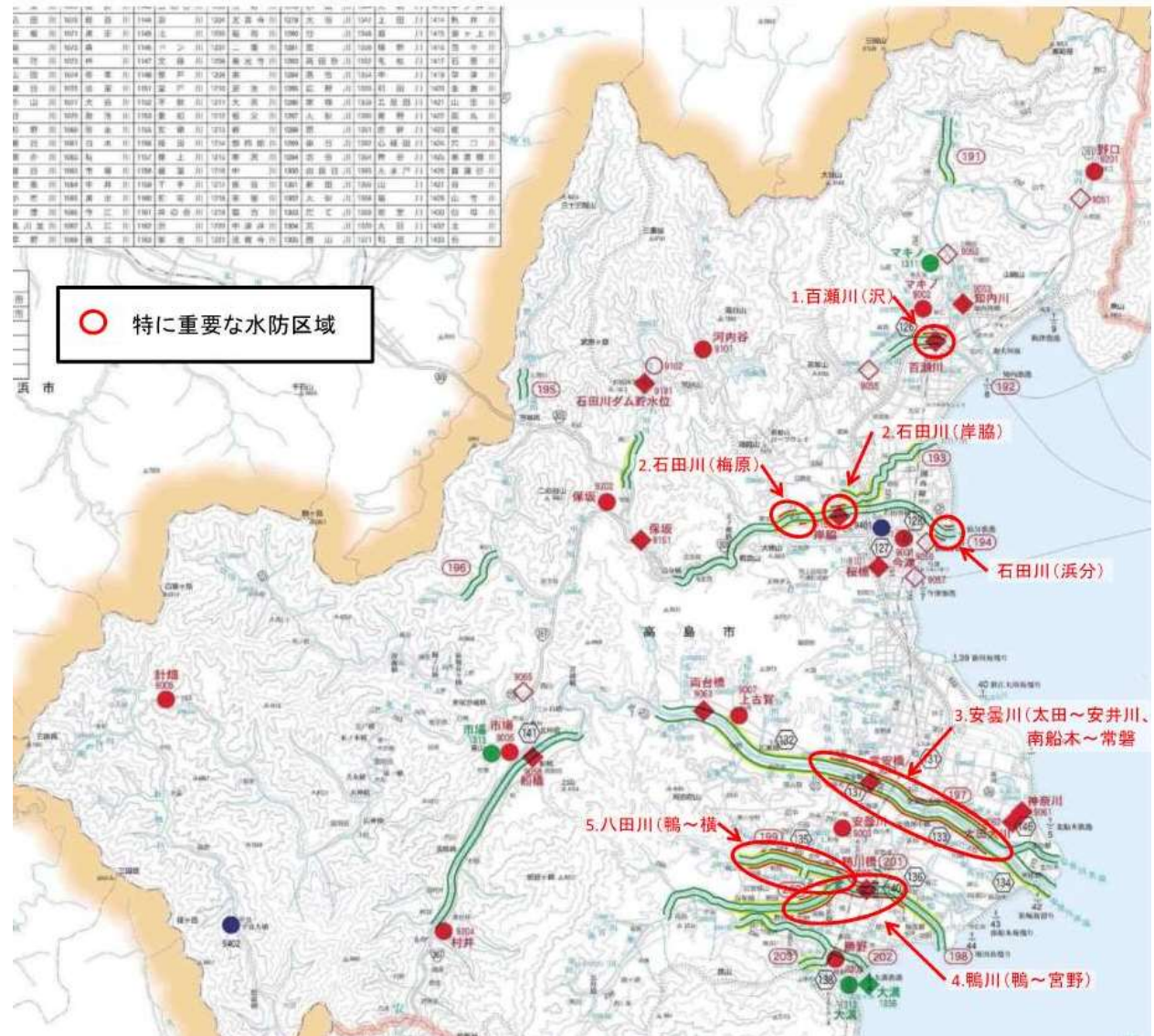
# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

滋賀県 高島土木事務所

## 8. 重要水防箇所の共同点検

| 取組項目                                  | 実施時期   | 取組機関       |
|---------------------------------------|--------|------------|
| ・1級河川における重要水防箇所について、河川管理者と市が共同点検を実施する | 引き続き実施 | 高島市<br>滋賀県 |

- ・平成30年に6河川の特に関連な水防区域から共同点検箇所を選定（令和2年からは八王子川を除く5河川）
- ・令和6年5月29日に県と高島市で共同点検を実施、重要水防箇所等を情報共有。



# 高島地域の取組方針に基づく令和 6 年度の取組報告

## 9. 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

滋賀県 流域政策局



[https://shiga-bousai.jp/ccwl/ccwl\\_list.php?](https://shiga-bousai.jp/ccwl/ccwl_list.php?)

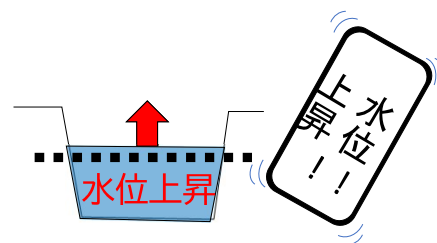
| 取組項目                                                | 実施時期       | 取組機関 |
|-----------------------------------------------------|------------|------|
| ・ 防災対策や住民の避難行動の判断をより分かりやすくするため水位計やCCTVカメラの情報を提供（配信） | 引き続き<br>実施 | 滋賀県  |

令和2年から現在まで、危機管理型水位計を県内21箇所に設置。

「川の防災情報」(国土交通省)でのみ水位を確認可能だったが、昨年度のシステム改修により『**滋賀県土木防災情報システム**』で確認できるようになりました。

## ●危機管理型水位計とは？

- ・洪水時の観測に特化した水位計。
- ・10分ごとに水位を観測し、一定の水位を越えている場合にのみ水位情報を送信することで維持コストを抑えている。
- ・シンプルな機器構成で、設置のコストや手間を大幅に低減。
- ・主に住民の避難を支援する目的で、比較的小さい河川や市街地内の水路に設置するもの。



また、しらがLINE・メールでも  
危機管理型水位計の水位情報を受信可能！



# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

## 10. 円滑かつ迅速な避難のための取組

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

| 取組項目                                  | 実施時期   | 取組機関 |
|---------------------------------------|--------|------|
| ・学校の要請に応じて小中学校と連携した防災に関する出前講座の取組を実施する | 引き続き実施 | 滋賀県  |

令和6年度は、日本防災士会滋賀県支部に講座の募集・開催を委託。  
高島圏域では、小学校1校、中学校1校、高校1校、2自治会にて実施。  
(朽木東小学校、湖西中学校、高島高校、音羽自治会、藤江地区自主防災会)



HPから  
ダウンロード可



今後の取組:

①マイ・タイムラインの作成動画を公開  
⇒講座を行える人材を育成し、多くの人にマイ・タイムラインを作成していただく。

②防災教育を学校の年間事業計画に組み込んでいただけるよう、教育委員会と連携し、指導案(授業計画)のひな型を作成し、教員向けの研修会を行う。

③庁内で連携し、地域の方と協議する場でツールを紹介するなどし、マイ・タイムラインの作成を推進する。

## 11. 被害軽減のための取組

水防体制に関する事項

滋賀県 防災危機管理局

| 取組項目                               | 実施時期   | 取組機関 |
|------------------------------------|--------|------|
| ・自主防災組織の体制づくりを支援する(組織の育成や立上げサポート等) | 引き続き実施 | 滋賀県  |

### 取組内容:①地区防災計画策定支援

自治会等における地区防災計画策定にあたり、指導や助言、地域防災活動にかかる支援を行うアドバイザーを派遣する「地区防災計画策定アドバイザー」制度を構築。

令和4・5・6年度でアドバイザー育成研修会を実施。研修を修了された方のうち62名が登録(令和7年3月末時点)。

参考)令和6年度受講者数 34名

今後の取組:

県および防災士等が連携し、計画策定地区の掘り起こしを行い、掘り起こした地区から要請があれば、防災士や地区防災計画策定アドバイザーを派遣し、計画策定の支援を行う。

### 取組内容:②個別避難計画策定支援

令和3年5月の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務になった。県では、個別避難計画作成のための防災と保健・福祉の連携モデル『滋賀モデル』を構築。

令和6年度は、地域や当事者、福祉専門職をつなぐインクルージョン・マネージャー研修会や、取組が進んでいない市町の課題等を聞き取り、助言などを行う伴走支援を行った。



今後の取組:

引き続き、インクルージョンマネージャー養成研修会の実施や、作成された計画に基づいた訓練支援を行い、実効性の確保に努める。

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

滋賀県 流域政策局

## 12. 水害・土砂災害リスクの高い地区における取組の推進

| 取組項目                                          | 実施時期   | 取組機関       |
|-----------------------------------------------|--------|------------|
| ・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり（そなえる対策）の取組を実施する | 引き続き実施 | 高島市<br>滋賀県 |
| ・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の取組を実施する    | 引き続き実施 | 高島市<br>滋賀県 |

### ①重点地区での取組について

- ✓ 「地先の安全度マップ」(1/200年確率の雨)の場合に、3m以上浸水するおそれがある県内約50地区を重点地区とし、取組を進めている。
- ✓ 取組内容は、将来にわたって安全な地域を作るため「そなえる」対策と「とどめる」対策を両輪で進めている。
- ✓ 「そなえる」対策は、各地区の図上訓練、避難計画を検討及び避難訓練の実施。
- ✓ 「とどめる」対策は、2階に避難しても命に危険がある区域(3m以上浸水するおそれがある区域)を「浸水警戒区域」として指定することを目指し、安全な住まい方のルールを検討。

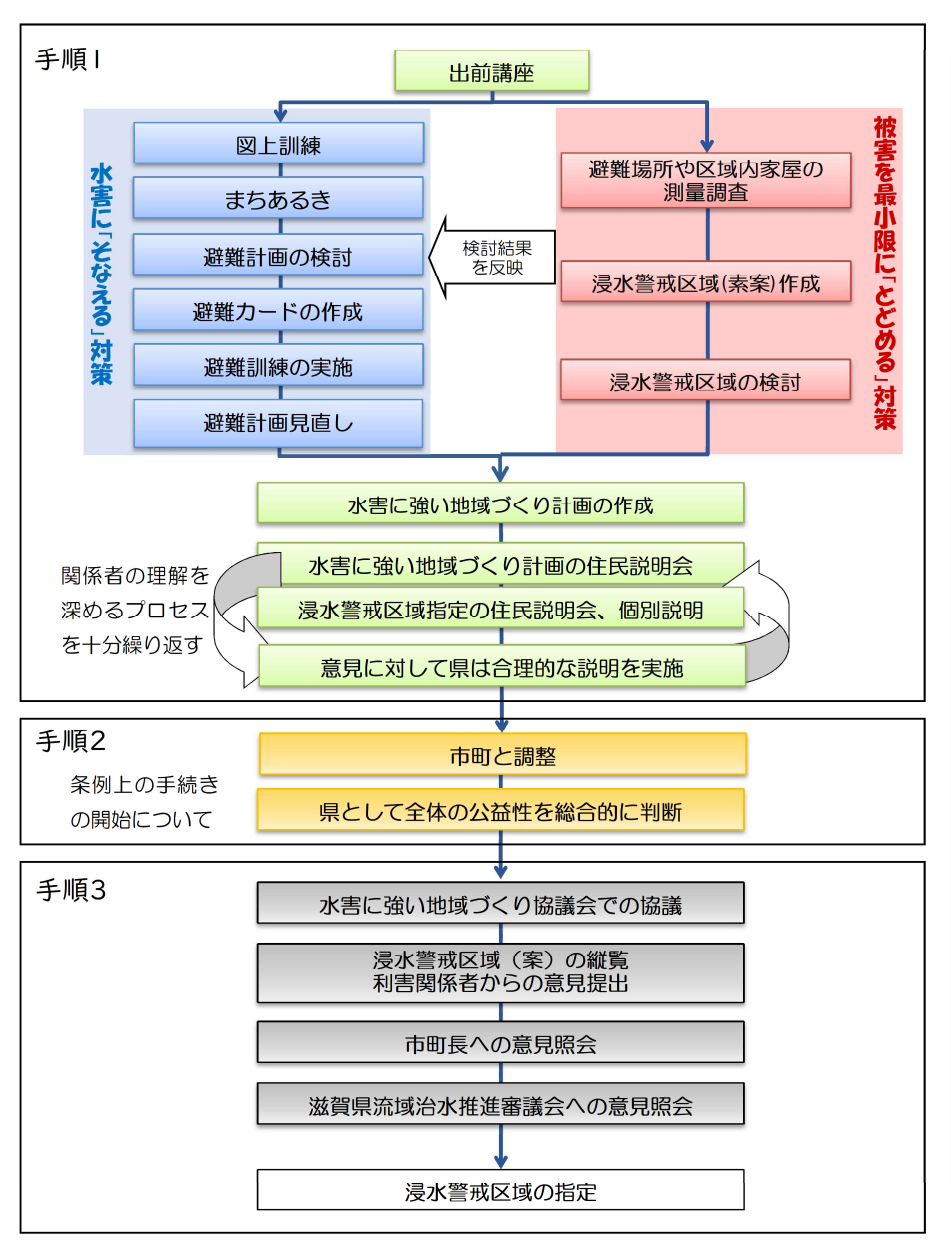
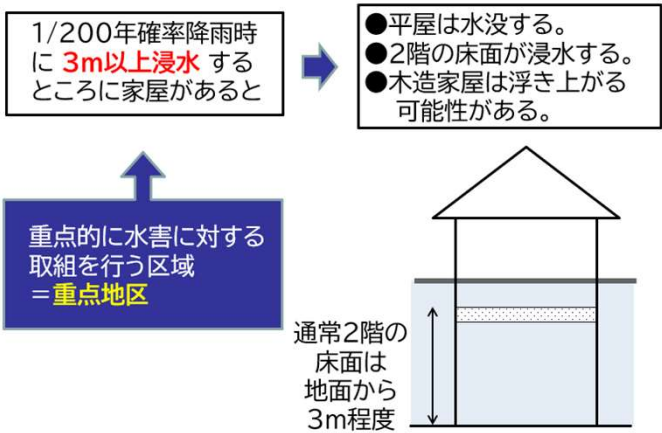


図-1 重点地区での取組の進め方

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

滋賀県 流域政策局  
高島土木事務所

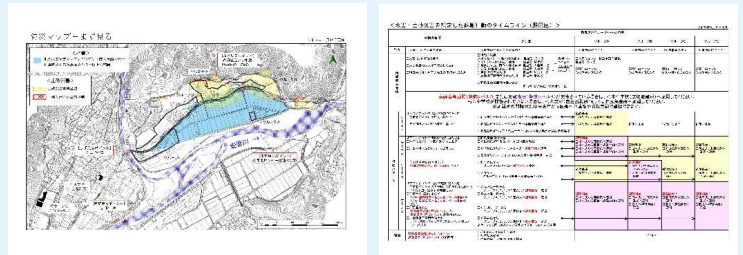
## ②各地区の取組状況（そなえる対策、とどめる対策）

| 一：地元協議等により不要、<br>取組以前に地元で実施済み |                     | 高島市                 |      |
|-------------------------------|---------------------|---------------------|------|
|                               |                     | 高島土木事務所             |      |
|                               |                     | 朽木野尻                | 朽木村井 |
| 「そなえる<br>対策」                  | 出前講座等               | H27                 | H28  |
|                               | 図上訓練等               | H28                 | H29  |
|                               | まちあるき               | H28                 | H28  |
|                               | 防災マップの作成            | H28                 | H29  |
|                               | 避難計画の策定             | R5                  | R6   |
|                               | 簡易量水標の設置            | H28                 | R1   |
|                               | 既存避難所の適格審査          | R3                  |      |
|                               | 避難訓練                | R3                  |      |
| 「とどめる<br>対策」                  | まるまち看板<br>(水害・土砂災害) |                     |      |
|                               | 浸水警戒区域(素案)作成        | H28                 | H29  |
| 「アップ<br>フォロー」                 | 浸水警戒区域の検討           |                     |      |
|                               | 浸水警戒区域の指定           |                     |      |
| 「アップ<br>フォロー」                 | 避難計画の確認等            |                     |      |
|                               | 水害に備えた取組支援          | R6 (安曇川霞堤<br>対策の協議) |      |



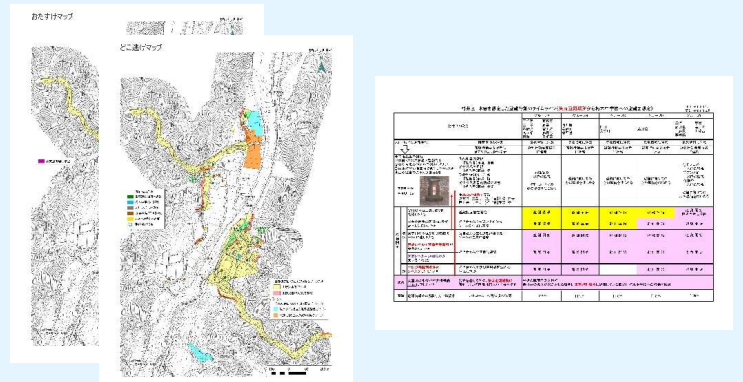
重点地区位置図  
(基図は地先の安全度マップ)

**朽木野尻区での取組状況**  
(霞堤の嵩上げ要望あり→検討結果を報告)  
R06.11.15 役員説明  
R06.12.15 住民説明  
→嵩上げ高の検討結果を報告。  
北川量水標監視に関する要望あり。  
R07.03.05 役員協議  
→要望内容の確認。



防災マップ・タイムライン更新版

**朽木村井区での取組状況**  
R06.07.28 役員協議  
R06.11.24 住民WG(出前講座、避難計画の策定(更新)周知)



防災マップ・タイムライン更新版

## ③県内の浸水警戒区域の指定状況

(計21地区)

| 市町   | 地区名        | 市町  | 地区名    | 市町  | 地区名    |
|------|------------|-----|--------|-----|--------|
| 大津市  | 大石富川       | 長浜市 | 西浅井町余  | 甲賀市 | 信楽町黄瀬  |
| 東近江市 | きぬがさ町(3地区) |     | 余呉町菅並  |     | 信楽町勅旨  |
|      | 葛巻町        |     | 余呉町上丹生 |     | 信楽町牧   |
| 米原市  | 村居田        |     | 余呉町下丹生 |     | 信楽町江田  |
|      | 醒井         |     | 木之本町大見 |     | 信楽町神山  |
|      |            |     | 木之本町石道 |     | 水口町三本柳 |

# 高島地域の取組方針に基づく令和6年度の取組報告

## ○被害軽減の取組

### 水防・土砂災害に関する広報の充実

| 取組項目                                   | 実施時期       | 取組機関 |
|----------------------------------------|------------|------|
| ・自主防災組織の体制づくりを支援する<br>(組織の育成や立上げサポート等) | 引き続き<br>実施 | 高島市  |



高島市

## 1. 自主防災組織

市内には現在202の区・自治会があり、そのうち185の団体で自主防災組織が設置され、地域防災に努められている。

市の地域防災計画では、災害を未然に防止し、対処するため、住民の共助精神に基づく自発的な防災組織（自主防災組織）の充実を図り、地域の有するすべての機能が十分に発揮されるよう努めることとしており、市では自主防災組織に対し、消防用小型ポンプや消防防災資器材を整備した場合に自主防災組織活動補助金を交付し、地域防災力向上を図っている。

## 2. 地区防災計画

地区防災計画は、自主防災組織が地域や集落を守るために自主的に策定する地域の防災活動指針を指す。

令和6年度に実施した防災研修会や出前講座等で地区防災計画の重要性を説明し、未策定の区・自治会に対し依頼を行う等機会をとらえて計画策定を推進した結果、マキノ地域（高木浜自治会）、今津地域（南新保区、北深清水区）、安曇川地域（十八川区、南船木区）、新旭地域（やわらぎ北の町自治会、ウッディパーク自治会）から計画の提出があった。今後も様々な機会をとらえて自主防災組織で地区防災計画を策定してもらうよう働きかけていく。



|                 | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自主防災組織(団体)      | 182   | 182   | 182   | 184   | 185   |
| 地区防災計画策定<br>(件) | 96    | 104   | 106   | 120   | 126   |
| 策定率(%)          | 52. 2 | 57. 1 | 58. 2 | 65. 2 | 68. 1 |